

# 船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	かき養殖施設損傷
発生日時	平成30年10月10日 04時10分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市大島瀬戸 上段灯台から真方位099° 900m付近 (概位 北緯38° 52.7′ 東経141° 36.9′)
事故の概要	漁船第八十一北星丸は、南南西進中、かき養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成30年10月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十一北星丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	143040、有限会社飯作水産
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし かき養殖施設 かき垂下ロープに切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	本船は、船長ほか15人が乗り組み、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、大島瀬戸を南南西進中、船長が、慣れた海域なので、目視に頼って右転を開始したところ、その時機が遅れ、同瀬戸南岸のかき養殖施設（以下「本件施設」という。）で作業中の小型船に近寄りすぎていることに気付き、舵を中央に戻し、主機を全速力後進としたが、本件施設に進入し、推進器にかき垂下ロープ等が絡まった。
分析	本船は、南南西進中、船長が、目視に頼って右転を開始したことから、その時機が遅れて本件施設に進入し、本件施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南南西進中、船長が、目視に頼って右転を開始したため、その時機が遅れて本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域であっても、夜間、養殖施設等が設置された海域を航行する際は、GPSプロッター等を活用して船位の確認を行うこと。